

依頼書による高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について

依頼書*により京都府下委託医療機関以外で予防接種を受ける場合は、次の事項に十分注意してください。

- 1 予防接種は、本人の意思で接種を希望する方に行うものです。

本人が希望しない、意思決定ができない場合は予防接種法に基づく予防接種を受けることはできないため、依頼書を発行できません。この場合は、任意接種*となり、家族と医師の契約で接種費用は全額自己負担となります。

- 2 市で発行した依頼書は、事前に接種される市町村又は接種機関に提出し、接種費用がかかる場合は、お支払いください。

実費を支払った場合は、申請により予防接種費用の助成を行います。詳細は、裏面「依頼書による高齢者予防接種を受ける方へ」をご覧ください。

- 3 注意

毎月末に対象年齢の方に送付している「高齢者の肺炎感染症予防接種のお知らせ（ハガキ）」は使用できませんので、向日市健康推進課に返却していただくか、廃棄して頂きますようお願いいたします。

向日市 東向日別館 健康推進課
電話 075-874-2697（直通）

*依頼書とは…

向日市長が、相手方市町村長（医療機関）に対して、予防接種の実施を依頼する書類です。

依頼をした予防接種について健康被害が起こった場合に向日市が救済の責任をとります、という内容のものです。

*任意接種とは…

接種を希望する人と医師の責任と判断により行うものです。

予防接種により、重い副反応が起こった場合は、「医薬品副作用被害救済制度により対応されますが、予防接種法による救済制度より少ない救済額となります。詳しくは接種した医療機関にお尋ねください。

依頼書による高齢者予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症）の接種を受ける方へ

- 1 依頼書とは、向日市長が、相手方市町村長（医療機関）に対して、予防接種の実施を依頼する書類です。健康被害が起こり、厚生労働大臣が認定した場合には予防接種法に基づく救済給付を受けることができます。
- 2 接種方法
 - （１）本市が発行した依頼書は、必ず事前に依頼先の市町村又は、接種機関に提出してください。
 - （２）依頼期間内に接種してください。
（依頼期間外に接種した場合は法律に基づかない予防接種となります。）

高齢者の肺炎球菌感染症 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

- （３）接種費用がかかる場合は、依頼先に従ってお支払い下さい。
- 3 接種時に実費を支払った場合は、申請により予防接種費用の助成をします。
 - （１）助成額

高齢者の肺炎球菌感染症 支払い額—3,000 円（ただし、5,684 円が上限）

＊ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は下記の助成額になります。

高齢者の肺炎球菌感染症 助成額＝支払い額（ただし 8,684 円が上限）

- （２）費用助成の手続き方法
下記の書類を接種日から **1 年以内** に健康推進課に提出してください。（郵送可）

- ① 向日市予防接種費用助成事業申請書兼助成金請求書
（接種費用額の額は記入しないでください）
- ② 領収書の原本（金額、予防接種名、接種日、領収印が明記されていること）

- （３）支払い方法
提出された書類を審査、助成決定後、「向日市予防接種費用助成事業交付決定通知書」を送付し、指定された口座に振り込みます。

＜問い合わせ・申請先＞

向日市役所東向日別館 健康推進課 向日市寺戸町小佃 5 番地の 1 TEL075-874-2697（直通）
【郵送の場合】〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地 向日市役所健康推進課